

## 峡南南部地域医療体制等調査業務委託仕様書

### 1 業務名

峡南南部地域医療体制等調査業務委託

### 2 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、委託契約締結時には、受託候補者の提案を踏まえ、変更する場合がある。

### 3 目的

本業務は、峡南南部地域（山梨県南巨摩郡身延町、早川町及び南部町からなる地域）における医療需要や医療機関の機能等の調査・分析を行い、課題を抽出するとともに、医療体制の在り方や医療機関の連携方策等、複数の解決策を提示することにより、峡南南部地域における医療体制の充実を図るための検討に向けた基礎資料とすることを目的とする。

### 4 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月20日まで

### 5 対象地域

峡南南部地域

### 6 対象医療機関

名称：身延町早川町国民健康保険病院 一部事務組合立飯富病院

所在地：山梨県南巨摩郡身延町飯富1628

名称：公益財団法人 身延山病院

所在地：山梨県南巨摩郡身延町梅平2483-167

### 7 業務内容

業務の内容は以下のとおりとする。

#### (1) 外部環境分析

以下の（ア）（イ）（ウ）を踏まえた当該医療圏域における需給ギャップの把握

##### （ア）医療・介護需要分析

人口推計等をベースにした、現状及び将来の需要分析

##### （イ）医療・介護供給分析

地域にどの程度医療・介護の資源（病床、医療スタッフなど）が供給されているのかの供給分析

5疾病・6事業に関する現状把握

- ※5 疾病…がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
- 6 事業…救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）、新興感染症等の感染拡大時における医療

(ウ) 患者分析  
当該医療圏域・自治体における患者の流出入の分析

(2) 2病院（飯富病院、身延山病院）の経営分析（内部環境分析）

(ア) 2病院の医療資源に関する状況  
診療科、保有する医療機器、医療従事者の充足状況

(イ) 財務分析

(ウ) 上記分析結果を裏付けるための関係者ヒアリング

(3) 地域に必要な診療機能の再定義

(ア) 外部環境分析及び内部環境分析を踏まえ、2病院が地域へ提供すべき機能モデルの検討（需要がありかつ供給可能な機能の導出）

(イ) モデル別シミュレーションの実施（関係団体負担額の試算）

(ウ) モデル別メリット・デメリット

(エ) 上記を実現するために必要な広域医療連携体制の検討

(4) 新たな病院機能に照らした経営形態の検討

(ア) 必要な診療機能に照らした経営形態の検討

(イ) 経営形態別メリット・デメリット

## 8 報告

受託者は、この事業の実施状況について、次により町に報告する。

(1) 実績報告書の作成

受託者は、本事業の完了後10日以内に受託業務に係る実績報告書を町へ提出するものとする。

別途、電子データ（CD-ROM）も提出すること。

(2) その他の報告業務

受託者は、町から指示があった場合には、事業の実施状況について随時必要事項を報告するものとする。

## 9 再委託

業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。但し、一部についてあらかじめ書面により町長の承認を得たときは、この限りではない。

## 10 守秘義務等

### (1) 受託者の責務

- ・ 受託者は、委託業務の実施に当たり、知り得た個人情報に関して、この事業に従事する全ての職員に、委託期間中及び委託契約終了後守秘義務を課すこと。
- ・ 受託者は当該個人情報を委託業務の目的以外に利用してはならない。
- ・ 受託者は当該個人情報を受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。

### (2) 個人情報収集の制限

- ・ 受託者は委託業務を実施するために個人情報を収集するときは、委託事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

## 11 特記事項

- (1) 本事業を実施するにあたっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 委託事業実施にあたっては身延町財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 本事業を実施するにあたっては、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに町に連絡すること。
- (4) 本事業に係る苦情等に関しては、受託者が責任を持って対応するものとし、併せて速やかに町に報告すること。
- (5) 成果品の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を町に報告し、応急措置を加えた後、書面により町に報告すること。
- (6) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて町に帰属するものとする。
- (7) 本業務において打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し町に提出すること。

## 12 その他

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、町と協議してこれを定めるものとする。